

## 【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年2月10日
【会社名】	サンケン電気株式会社
【英訳名】	Sanken Electric Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高橋 広
【本店の所在の場所】	埼玉県新座市北野三丁目6番3号
【電話番号】	(048)472 - 1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務統括部長 後藤 明弘
【最寄りの連絡場所】	埼玉県新座市北野三丁目6番3号
【電話番号】	(048)472 - 1111 (代表)
【事務連絡者氏名】	財務統括部長 後藤 明弘
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2021年9月16日
【発行登録書の効力発生日】	2021年9月25日
【発行登録書の有効期限】	2023年9月24日
【発行登録番号】	3 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 30,000百万円
【発行可能額】	30,000百万円 (30,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき 算出しております。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2022年2月10日(提出日)です。
【提出理由】	2021年9月16日に提出した発行登録書の「第一部 証券情報」 のうち、「第1 募集要項」の記載について訂正を必要とする ため、及び「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加す るため、本訂正発行登録書を提出します。
【縦覧に供する場所】	サンケン電気株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市北区梅田三丁目3番20号 (明治安田生命大阪梅田ビル))  株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 【訂正内容】

### 第一部【証券情報】

#### 第1【募集要項】

##### 1【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本発行登録の発行予定額のうち、金5,000百万円を社債総額とするサンケン電気株式会社第14回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（以下「本社債」という。）を、下記の概要にて募集する予定であります。

各社債の金額 : 金1億円  
発行価格 : 各社債の金額100円につき金100円  
償還期限 : 2027年3月（注）  
払込期日 : 2022年3月（注）  
（注）具体的な日付は今後決定する予定です。

##### 2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

社債の引受け

本社債を取得させる際の引受金融商品取引業者は、次の者を予定しております。

引受人の氏名又は名称	住所
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号

##### 3【新規発行による手取金の使途】

###### (1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

未定

(訂正後)

本社債の払込金額の総額5,000百万円（発行諸費用の概算額は未定）

###### (2)【手取金の使途】

(訂正前)

設備資金、運転資金、借入金返済資金、社債償還資金、コマーシャル・ペーパー償還資金、投融資資金及び関係会社に対する出資又は融資に充当する予定であります。

(訂正後)

設備資金、運転資金、借入金返済資金、研究開発資金、社債償還資金、コマーシャル・ペーパー償還資金、投融資資金及び関係会社に対する出資又は融資に充当する予定であります。

本社債の手取金は、当社が策定したグリーンファイナンス・フレームワークにおける適格クライテリア(別記「募集又は売出しに関する特別記載事項」に記載します。)を満たすプロジェクト(EVトラクションモータ用パワーモジュール及びEV向けSiCデバイスの設備投資及び研究開発)に対する新規支出及び既存支出のリファイナンスに充当する予定であります。

「第一部 証券情報 第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

#### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

＜サンケン電気株式会社第14回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)に関する情報＞  
グリーンボンドとしての適格性について

当社は、グリーンボンドの発行を含むグリーンファイナンス実施のために、「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021(注1)」、「グリーンボンドガイドライン(2020年版)(注2)」、「グリーンローン原則(Green Loan Principles)2021(注3)」及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2020年版)(注4)」に即したグリーンファイナンス・フレームワークを策定しました。当社は、グリーンファイナンス・フレームワークに対する第三者評価として、株式会社格付投資情報センター(R&I)より、グリーンファイナンス・フレームワークが原則等に適合する旨のセカンドオピニオンを取得しています。

(注1)「グリーンボンド原則(Green Bond Principles)2021」とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

(注2)「グリーンボンドガイドライン(2020年版)」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインをいい、以下「グリーンボンドガイドライン」といいます。

(注3)「グリーンローン原則(Green Loan Principles)2021」とは、ローン市場協会(LMA)、アジア太平洋地域ローン市場協会(APLMA)及びローンシンジケーション&トレーディング協会(LSTA)により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。

(注4)「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2020年版)」とは、環境省が2020年3月に策定・公表したガイドラインをいいます。同ガイドラインでは、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的として、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。

グリーンファイナンス・フレームワークについて

##### 1. 調達資金の用途

グリーンファイナンスにより調達された資金は、以下の適格クライテリアを満たすプロジェクト(以下「適格プロジェクト」という。)に対する新規支出及び既存支出のリファイナンスに充当する予定です。

リファイナンスへの充当の場合、グリーンボンドの発行又はグリーンローンの実行から遡って36ヶ月以内に実行されたプロジェクトに限定します。

<適格プロジェクト>

グリーンボンド原則 事業区分	適格クライテリア	適格製品例
クリーン輸送	電気自動車（EV）向け半導体製品に係る設備投資及び研究開発	・EVトラクションモータ用パワーモジュール ・EV向けシリコンカーバイド(SiC)デバイス

2. プロジェクトの評価と選定のプロセス

対象となるプロジェクトは財務統括部及びマーケティング本部が、当社グループのマテリアリティ等を踏まえて選定します。選定されたプロジェクトの適格クライテリアへの適合性は、サステナビリティ委員会の審査を経て経営会議に上申され、最終承認されます。またその結果については取締役会に報告されます。

3. 調達資金の管理

調達資金は財務統括部が適格プロジェクトへの充当及び管理を行います。調達資金は概ね3年以内に適格プロジェクトに全額充当予定です。

財務統括部は、内部管理システムを用いて、調達資金の残高が適格プロジェクトへの充当額と一致するよう一定期間（半期）毎に追跡、管理します。

資金を充当した資産の売却や適格性を満たさなくなった場合等、未充当資金が発生した場合、可能な限り迅速に、適格クライテリアを満たす他のプロジェクトに再充当します。

調達資金が適格プロジェクトに全額充当されるまでの間、及び未充当資金が発生している間、当該未充当資金は現金及び現金同等物にて管理します。

4. レポートニング

調達資金の充当状況及び環境改善効果として当社が定めた内容について、合理的に実行可能な限りにおいて、当社ウェブサイト上で開示することを予定しています。

(1) 資金充当レポートニング

調達資金が全額充当されるまでの間、年次で、以下の内容を当社ウェブサイト上で開示予定です。

プロジェクトへの充当額と未充当額

新規ファイナンスとリファイナンスの割合

未充当額が発生した場合、その充当予定時期

なお、調達資金の全額充当後、大きな変更が生じる等の重大な事象が生じた場合は、適時に開示します。

(2) インパクト・レポートニング

グリーンボンドが償還するまでの間、以下の環境改善効果に係る指標を、年次で、当社ウェブサイト上で開示予定です。

<インパクト・レポートニング>

グリーンボンド原則 事業区分	環境改善効果に係る指標
クリーン輸送	・技術・製品の概要 研究開発に充当した場合、上記に加えて進捗状況及び想定最終製品等を含む ・適格製品の納品数、当社製品を搭載するEV台数（推計値）（注5）及びCO <sub>2</sub> 排出削減量（推計値）（注6）

（注5）EV台数（推計値）の算出方法は以下のとおりです。

適格製品（EVトラクションモータ用パワーモジュール等）の納品数

EV 1台に必要な平均的な適格製品数

（注6）CO<sub>2</sub>排出削減量（推計値）はCO<sub>2</sub>換算した場合の温室効果ガス削減量をいい、算出方法は以下のとおりです。なお、当社製品を搭載するEVとガソリン（GS）車の年間CO<sub>2</sub>排出量の差額を、グリーンボンドガイドラインの考え方に基づき、当社独自の計算により算出したもので、当社が環境目

標として発表するCO<sub>2</sub>排出削減量の算式とは異なります。

CO<sub>2</sub>排出削減量（推計値）＝

（GS車台数（注7）×年間走行距離÷GS燃費平均×GS単位発熱量  
×GS炭素排出係数×炭素CO<sub>2</sub>換算係数）

－（EV台数（推計値）×年間走行距離÷EV電費×電力CO<sub>2</sub>排出係数）

（注7）GS車台数はEV台数（推計値）に同じです。